

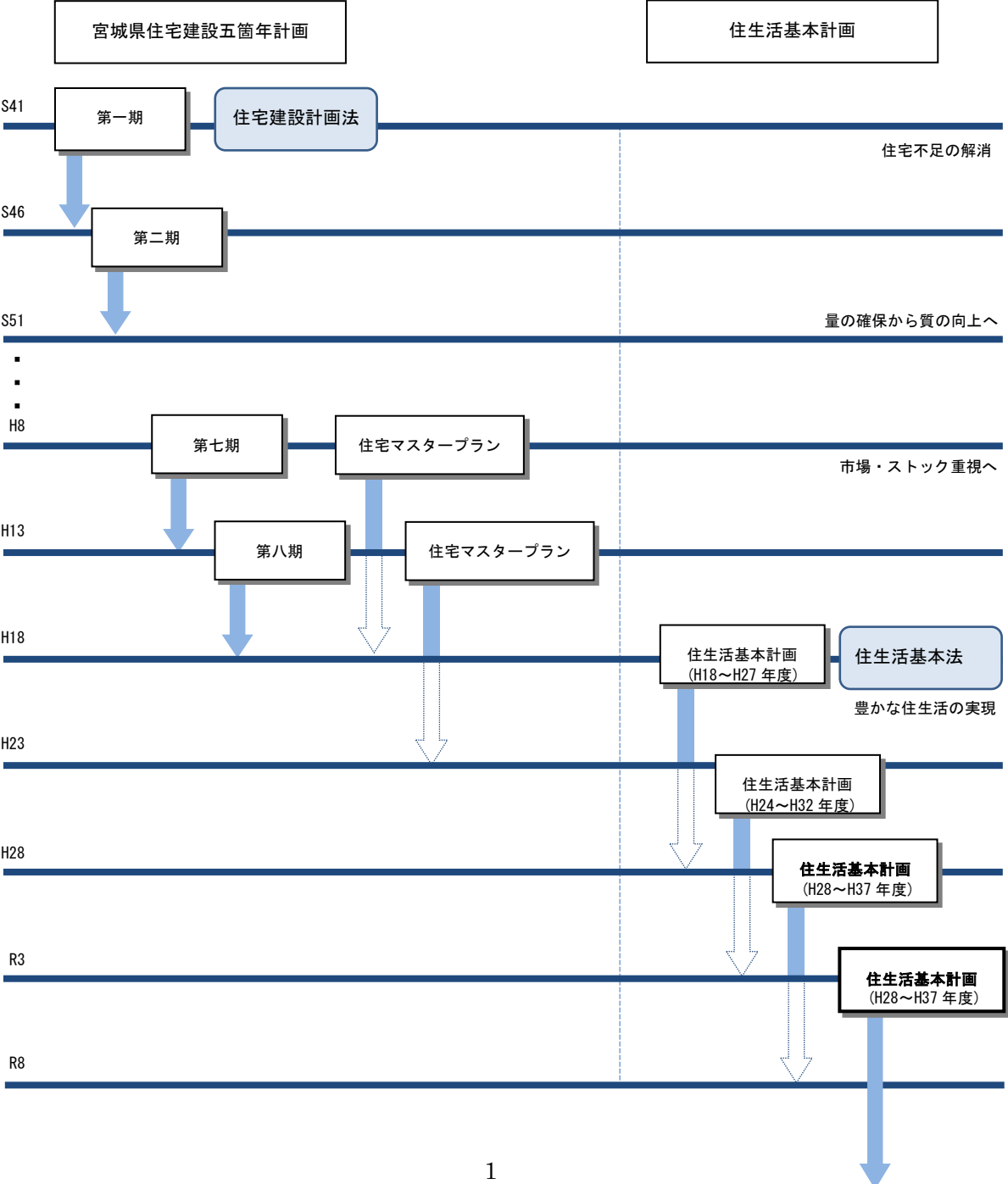
住生活基本計画の概要と見直しの必要性

1 住宅政策の枠組み

戦後の絶対的な住宅不足を背景に昭和41年に制定された「住宅建設計画法」に基づき、5年毎の計画「住宅建設五箇年計画」を定め、戦後や高度成長期の住宅不足に対する量的な供給目標が達成されてきました。一方、少子高齢化が急速に進展することや人口・世帯減少社会の到来を踏まえ、住宅の「量の確保」から「質の向上」への転換や、市場及びストック重視への転換を図るため、平成18年に「住生活基本法」が制定（住宅建設基本法は廃止）されました。

国は「住生活基本法」に基づき「住生活基本計画（全国計画）」を定め、県では全国計画に即し「宮城県住生活基本計画」を定め、計画期間のおおむね10年間における住生活の安定確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に進めています。

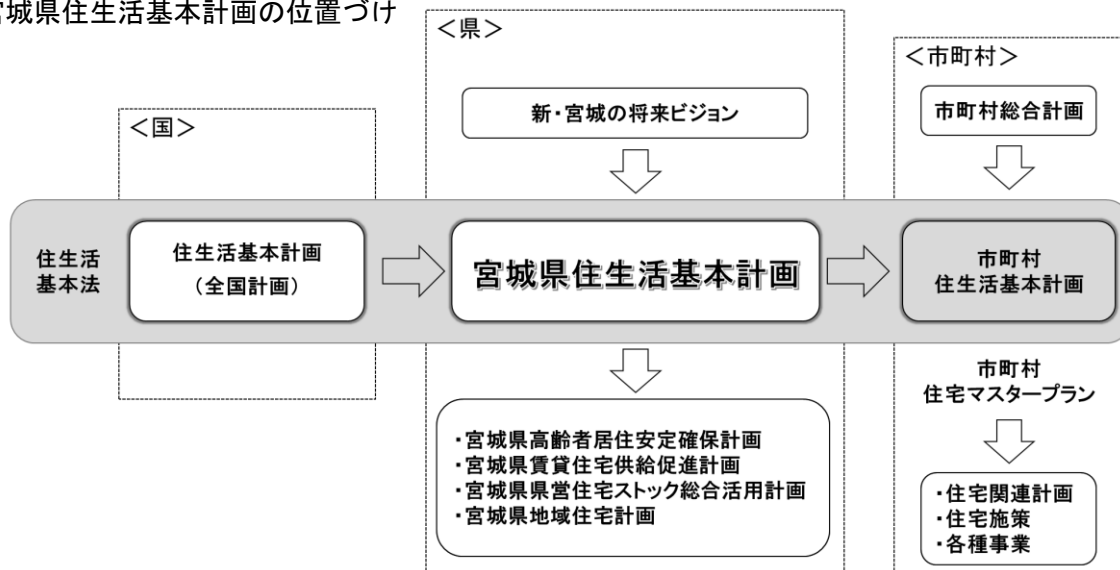
図1 住宅建設五箇年計画から住生活基本計画への変遷



2 計画の位置づけ

本計画は、住生活基本計画（全国計画）や本県の総合計画「（仮称）新・宮城の将来ビジョン」などを踏まえ、住生活基本法第17条に基づく都道府県計画として宮城県が定める計画であり、今後更に策定が期待される市町村住生活基本計画の指針としての役割を担うものです。

図2 宮城県住生活基本計画の位置づけ



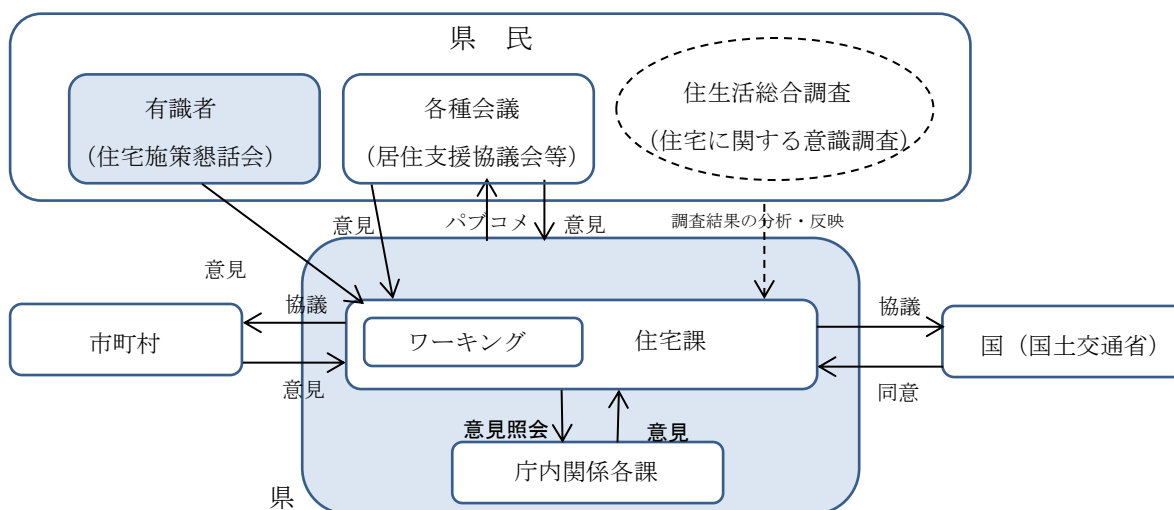
3 見直しの必要性

平成29年3月に改定した宮城県住生活基本計画（以下「県計画」という。）から約4年が経過し、今後の急速な人口減少・高齢社会の進展や、空き家等の増加などの社会情勢の変化や課題に対応する住宅施策の必要性がより強くなってきています。

住生活基本法において県計画が即することとされている「住生活基本計画（全国計画）」が令和3年3月に見直される予定となっているほか、県計画において、おおむね5年毎に計画の見直しを行うこととしており、東日本大震災からの復興状況、居住者、ストック、産業・新技術、まちづくりからの視点やこれまでの施策効果に関する評価を踏まえて、現計画を見直す必要があります。

4 見直し体制

図3 見直し体制



【住宅施策懇話会】

宮城県住生活基本計画の見直し案を作成するにあたり、広く有識者から意見をいただくことを目的に、見直しの視点に対応した8名の委員により構成します。

5 見直しスケジュール

令和 2年度	10月	第1回住宅施策懇話会（改定趣旨，現計画，現状分析，課題と基本方針）
	1月	第2回住宅施策懇話会（骨子案）
	3月	骨子案
令和 3年度	6月	国土交通省との事前協議（公営住宅の供給目標量）
	7月	庁内関係課へ意見照会，市町村との事前協議
	8月	第3回住宅施策懇話会（パブリックコメント案）
		パブリックコメント
	10月	第4回住宅施策懇話会（最終案）
	11月	市町村との法定協議
		国土交通省との法定協議
12月	改定・公表	

6 住生活基本法と住生活基本計画

(1) 住生活基本法の概要

住生活基本法（以下「法」という。）は、本格的な少子高齢化、人口・世帯減少社会の到来を目前に控え、現在及び将来の国民の「豊かな住生活」を実現するため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、国及び地方公共団体等の責務、住生活基本計画の策定、その他の基本となる事項について定めるため制定され、平成18年6月8日公布・施行されました。

【目的】（法第1条）

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画、その他の基本となる事項を定めることにより、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

【基本理念】（法第3条～第6条）

- ・現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等

住生活の安定の確保、向上の促進に関する施策の推進は、近年の急速な少子高齢化の進展、生活様式の多様化、社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、住宅の需要・供給に関する長期見通しに即し、かつ、居住者の負担能力を考慮して、現在・将来における国民の良質な住宅の供給、建設、改良、管理が図られることを旨として行わなければならない。

- ・良好な居住環境の形成

環境との調和に配慮しつつ、住民が誇りと愛着をもつことのできる良好な居住環境の形成が図られることを旨として行わなければならない。

- ・居住のために住宅を購入する者等の利益の擁護及び増進

民間事業者の能力の活用及び既存の住宅の有効利用を図りつつ、居住のために住宅購入者及び住宅供給に係るサービス提供者の利益の擁護及び増進が図られることを旨として行わなければならない。

- ・居住の安定の確保

住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保が図られることを旨として行わなければならない。

【責務】（法第7条、第8条）

- ・国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、実施する。
- ・住宅関連事業者は、基本理念にのっとり、住宅の供給等の事業活動を行うに当たって、自らが住宅の安全性その他の品質又は性能の確保について最も重要な責任を有していることを自覚し、必要な措置を適切に講ずる。

(2) 住生活基本計画（全国計画）の見直し

現在見直しが行われている新しい住生活基本計画（全国計画）は、令和3年3月に閣議決定される予定となっています。

【住生活基本計画（全国計画）の見直しスケジュール】

令和 2年度	8月31日	第53回住宅宅地分科会（中間とりまとめ案）
		中間とりまとめ
	11月頃	第54回住宅宅地分科会（新しい住生活基本計画（全国計画）（案））
		パブリックコメント
	2月	第54回住宅宅地分科会（新しい住生活基本計画（全国計画）（案））
	3月	閣議決定

住生活基本計画（全国計画）は、「居住者」、「ストック」、「まちづくり」、「産業・新技術」の4つの視点から、見直しの検討が行われています。

【住生活基本計画（全国計画）見直しの主な論点】 社会資本整備審議会住宅宅地分科会資料

(1) 総論

- 前回策定時(2016年3月)と比べて、住生活を巡る状況の変化をどのように捉えるべきか。
 - ・ 75歳以上の単独世帯数：336万世帯(2015年)→504万世帯(2030年)に増加する見込み
 - ・ 共働き世帯数：1,013世帯(2007年)→1,188万世帯(2017年)に増加
 - ・ 住宅の購入価格の年収倍率：分譲マンションは5.2倍(2014年)→5.4倍(2018年)と上昇傾向
分譲戸建住宅は5.7倍(2014年)→5.3倍(2018年)と下降傾向
- 現在の住宅市場は適切に機能しているか。改善が求められるものは何か。
 - ・ 既存住宅流通シェア：14.5%(2018年)
 - ・ 住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人の意識：高齢者に対して約8割、外国人に対して約7割が拒否感
- 国民はどのような住宅や住生活を望んでいるか。ニーズの変化や新しい動きは生じていないか。
 - ・ 土地・建物を両方とも所有したいと考える国民の割合：85.1%(2007年)→74.6%(2017年)に減少
 - ・ 住まい選びに「仕事や通勤の利便性」を重視した割合：30.0%(2007年)→37.2%(2018年)に増加
 - ・ 住まい選びに「居住空間のゆとり」を重視した割合：37.3%(2007年)→31.8%(2018年)に減少
 - ・ 二居住拠点(デュアルライフ)の開始者(推計)：10.6万人(2013年)→17.1万人(2018年)に増加
- 国民のニーズに対応した住宅ストックが質・量ともに形成されているか。既存ストックや市場動向の状況を踏まえ、今後、世帯数の減少が見込まれる中、住宅供給や適正な住宅ストックの管理はどうあるべきか。
 - ・ 住宅総数:6,241万戸(2018年)、総世帯数:5,400万世帯(2018年)、新設住宅着工戸数:94.2万戸(2018年)
- 国土政策や土地政策、まちづくり、防災対策等、他の関連する政策分野との連携をどのように進めるべきか。また、「大都市と地方」、「市街地と郊外」といった環境の違いをどのように踏まえて、見直しの検討を進めるべきか。

(2) 居住者からの視点

- 子供を産み、育てやすい住まいの実現のため、各々のライフステージに応じて、子育て世帯のニーズや子供・母親の目線に立ってどのような住宅や住環境が求められるか。また、子育てと仕事の両立を図るために、どのような住まいが求められるか。
 - ・ 共働き世帯数：1,013万世帯(2007年)→1,188万世帯(2017年)に増加
 - ・ 住まい選びに「子育て・教育のしやすさ」を重視した割合：26.1%(2007年)→35.3%(2018年)に増加
- 単身世帯が増加する中、高齢者が地域に見守られ安心して健康に暮らせる住まいの実現のため、医療・福祉・介護との連携も含め、どのような取組が求められるか。高齢者が所有する住宅資産をどう活用・流通させるか。
 - ・ 健康寿命：男性は70.42年(2010年)→72.14年(2016年)、女性は73.62年(2010年)→74.79年(2016年)に延伸
 - ・ 75歳以上の単身世帯数：336万世帯(2015年)→504万世帯(2030年)に増加する見込み
- 改正入管法の施行等に伴い在留外国人の更なる増加も見込まれる中、地域や多世代と共生した社会の実現に向けて、他省の関連施策とも連携しつつ、外国人も含めた住宅確保要配慮者の居住ニーズに応じて入居後の見守り・生活支援や住民の支え合いをどう確保していくか。また、賃貸人の抱える課題にどう対応していくか。
 - ・ 外国人材の受入れ見込み数：約35万人(5年間の最大値)
 - ・ 住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人の意識：高齢者に対して約8割、外国人に対して約7割が拒否感
- サブスクリプション型居住サービスやシェアリングエコノミー、リバースモーゲージやリースバックなどの新しい住まいの形態やビジネスをどのように考えるか。また、テレワークやサテライトオフィス、コワーキングスペース等を利用した新たな「働き方」をどのように住生活の向上に結びつけるか。地方創生の観点から、「関係人口」拡大を図る上で、二地域居住の推進をどう進めていくか。
 - ・ 二拠点居住(デュアルライフ)の開始者(推計)：10.6万人(2013年)→17.1万人(2018年)に増加
 - ・ シェアハウス運営事業者(71事業者)の運営物件数：138件(2010年)→334件(2014年)に増加
 - ・ 勤務先のテレワーク制度等の導入割合(雇用型就業者)：14.2%(2016年)→19.8%(2018年)に増加

(3) ストックからの視点

- 豊かな住生活の実現を目指す上で、住宅の広さをどう捉えるべきか。
 - ・ 子育て期の世帯における誘導居住面積水準達成率：43%
 - ・ 住まい選びに「居住空間のゆとり」を重視した割合：37.3%(2007年)→31.8%(2018年)に減少
- 「耐震」「省エネ」「バリアフリー」といった住宅が備えるべき性能の確保に向けて、持家・賃貸ともに今後どのような対策が求められるか。住まいの安全確保をはじめ、今日的に求められている住宅性能として、どのようなものが考えられるか。
 - ・ 人が居住している住宅ストック(約5,210万戸)のうち、耐震性のない住宅：約900万戸
省エネ・バリアフリーのいずれも満たさない住宅：約2,200万戸
- 住宅ストック全体に占める空き家の現状を踏まえ、その増加要因や地域的な特徴等をどう捉えるべきか。また、現在の空き家ストックの市場流通性や環境に配慮した住宅の適切な循環のあり方を踏まえつつ、今後、ビジネスとして家を「しまっていく」ことも重要となる中、どのような空き家対策(管理、改修、流通、除却、発生抑制等)を講じるべきか。
 - ・ 空き家のうち、賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：182万戸(1998年)→349万戸(2018年)に増加
 - ・ 空き家等対策計画を既に策定している市区町村数：1,051市区町村(60%)、今後策定予定のある市区町村数：519市区町村(30%)
- 新築住宅中心の市場から既存住宅活用型市場への転換が遅れている中、その要因やこれまでの取組の成果、今後取り組むべき課題を分析し、どのような対策を講じていくべきか。
 - ・ 既存住宅流通シェア：14.5%(2018年)
 - ・ 既存住宅流通のうち、一戸建・長屋建：9.9万戸(1989年)→8.1万戸(2018年)に減少。共同建：4.5万戸(1989年)→7.9万戸(2018年)に増加
 - ・ 買取再販件数：1.2万戸(2012年度)→2.4万戸(2018年度)に増加
- マンションの老朽化、居住者の高齢化が見込まれる中、どのような目標を掲げてマンション管理の適正化や再生に取り組むべきか。
 - ・ 昭和45年以前に建築されたマンションにおける居住者の高齢者世帯(「60歳以上のみ」世帯)の割合：52%
 - ・ 築40年超の分譲マンションの戸数：81万戸(2018年)→367万戸(2038年)に増加する見込み
 - ・ マンションの建替件数：244件(2019年4月時点での累計)

(4) 産業・新技術からの視点

- 生産年齢人口が減少し、将来的な住宅産業の担い手不足も見込まれる中、外国人材も含めた担い手の確保や、生産性向上にどのように取り組むべきか。
 - ・ 建設業就業者数 : 685万人(1997年)→503万人(2018年)に減少
 - ・ 大工就業者数 : 76万人(1995年)→35万人(2015年)に減少
- 国内新築住宅市場の縮小も見据えながら、住宅産業の海外展開や住宅ストックビジネス(住宅の維持管理、リフォーム等)など住生活産業の成長をどのように促進するか。
 - ・ 民間シンクタンクによる新設住宅着工戸数の推計 : 95万戸(2018年)→73万戸(2030年)に減少する見込み
 - ・ リフォーム市場の市場規模 : 3.4兆円(1989年)→5.7兆円(2018年)に増加
- 情報化・デジタル化が一層進む中、消費者が安心して住宅を選択できるようにするためには、「どのような情報」を「どの段階」で「どう優先順位」をつけて提供することが求められるか。また、そうした情報が円滑に提供されるためには、どのような取組が必要となるか。
 - ・ 安心R住宅の流通件数 : 1,953件(2019年9月末時点)
- AI・IoT、自動運転、ドローン、MaaS(Mobility as a Service)などの新技術の進展が、住宅や住宅地、住宅産業にどのような影響を与えると考えるか。また、これらを国民の住生活の向上につなげるためには、どのような新しい住生活関連サービスが求められるか。
 - ・ 自動運転 : 2020年までに限定地域での無人自動運転移動サービスを実現

(5) まちづくりからの視点

- コンパクトシティ、都市のスポンジ化対策等のまちづくり政策と住宅政策の連携について、どのように取り組むべきか。
 - ・ 居住誘導区域が定められている立地適正化計画の策定数 : 326都市(2020年4月1日時点)
 - ・ 立地適正化計画の作成の際に「住宅」分野との連携を重要と考えている地方自治体 : 98/186都市(52.7%)
- 地域全体の高齢化、生活利便性やコミュニティ機能の低下等により大量の空き家の発生も懸念される中、住宅と生活利便機能の集約化や新たな機能の提供など、郊外の住宅団地の再生に向けて、どのような対策を講じていくべきか。
 - ・ 入居から40年以上経過した住宅団地数 : 880団地(2018年時点)
 - ・ 市区町村の住宅団地に係る問題意識として、高齢者が多い : 244/350市区町村(69.7%)
生活利便機能の低下 : 147/350市区町村(42.0%)
- 近年の災害の激甚化・多頻度化を踏まえ、安全・安心で住み続けられるまちづくりや住まいづくりを進めていくためには、住宅政策や関連する他の政策分野において、どのような対応(平時/災害発生時、ハード面/ソフト面)が求められるか。
 - ・ 平成30年7月豪雨による被害 : 住家の全半壊等 22,491棟、住家浸水 28,619棟
 - ・ 令和元年東日本台風による被害 : 住家の全半壊等 70,652棟、住家浸水 31,021棟
 - ・ 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 : 5,745ha(2012年)→2,982ha(2019年)に減少

住生活基本計画（全国計画）は、令和2年8月に社会資本整備審議会住宅地分科会において中間とりまとめ案が取りまとめられ、住宅政策の課題を「居住者」、「ストック」、「まちづくり」、「産業・新技術」の4つの視点及び12の項目に整理され、それぞれの項目ごとに、「検討の方向性」「具体的施策のイメージ」「指標のイメージ」が示されています。

【全国計画中間とりまとめ案における検討の方向性】

（1）居住者の視点

- ①子どもを産み育てやすい住まいの実現
- ②高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らし続けられる住生活の実現
- ③住宅確保要配慮者が安心して暮らせる居住環境の整備
- ④多様な住民や世代が支え合い、いきいきと安心して暮らせる地域共生社会づくり

（2）ストックの視点

- ⑤将来世代に継承できる良質な住宅ストックの形成・更新
- ⑥良質なストックが市場で評価され、循環するシステムの構築
- ⑦魅力の向上や長寿命化に資する既存ストックのリフォーム・リノベーションや建替え等の推進
- ⑧空き家の状況に応じた適切な管理・再生・活用・除却の一体的推進

（3）まちづくりの視点

- ⑨将来にわたって災害に強い居住空間の実現
- ⑩持続可能で賑わい・うるおいのある住宅地の形成

（4）産業・新技術の視点

- ⑪居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展
- ⑫柔軟な働き方や新技術の活用による新しい住まい方の実現

(3) 宮城県住生活基本計画（現計画）の概要

宮城県住生活基本計画の概要

1 計画の目的・改定の背景・計画期間

(1) 目的

宮城県住生活基本計画は、住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）に掲げられた基本理念及び基本方針を踏まえ、住生活基本法第 17 条に基づく都道府県計画として、県民の豊かな住生活の安定確保及び向上を図るため、住宅施策の基本方針と住生活の安定向上に関する施策を定め、これらを総合的かつ計画的に進めるものです。

(2) 改定の背景

宮城県住生活基本計画は住生活基本計画（全国計画）の見直しを受けて、おおむね 5 年ごとに見直すこととしています。平成 28 年 3 月に全国計画が見直されたことから、少子高齢化、人口減少、空き家等の増加の懸念などの社会情勢の変化を踏まえ、今回、本計画の見直しを行うものです。

(3) 計画期間

計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までとし、おおむね 5 年後に見直しを行います。

2 住生活の現状と課題

(1) 東日本大震災からの住まいの復興の推進

東日本大震災から 5 年 9 か月が経過しましたが、応急仮設住宅には未だに約 2 万 4 千人（平成 28 年 12 月末現在）の被災者が入居しています。一日も早い住まいの復旧・復興に向け、災害公営住宅の整備や自力再建に向けた宅地供給による恒久的な住宅の確保とともに、地域コミュニティの再生が求められています。

(2) 住宅の確保に特に配慮を要する方の居住の安定の確保

高齢者世帯等の増加により、住宅確保要配慮者の数は増加していくことが予測されるため、こうした方々が安心して暮らすことができるよう、公的賃貸住宅や良質な民間賃貸住宅の供給を進めていくことが求められています。

(3) 増加する住宅ストックへの対応と住宅産業の活性化

本県の住宅ストック数は増加傾向にあります。一方、今後の世帯数の減少が予想される中、空き家の増加が懸念されます。このため、利用可能な空き家を含めた住宅ストックが有効活用されるよう、良質な住宅の循環利用が可能となる環境整備が必要です。

(4) 地域に定住し生活するための住環境の整備

人口減少及び少子高齢化の進行に伴い、地域コミュニティの維持が大きな課題となっています。地域に定住を促し、持続可能なものとするため、地域の特性や魅力を生かし、県民が自分たちの希望する地域で暮らし続けられるよう、快適で住みやすい住環境の整備が求められています。

3 目標

東日本大震災からの住まいの復興を達成するとともに、県民一人ひとりが自分らしく安心して暮らすことができる快適な住まいを確保し、宮城県に「生まれてよかった」「暮らしてよかった」「ずっと住みたい」と感じられる豊かな住生活の実現を目指します。

■公営住宅の供給目標量※

住宅に困窮する低額所得者等世帯の居住を安定的に確保するため、計画期間における公営住宅の供給目標量を次のとおり設定します。

平成 28 年度から平成 32 年度 16,000 戸	平成 28 年度から平成 37 年度 28,000 戸
-----------------------------	-----------------------------

※当該期間における公営住宅の新規建設、空き家募集等を合わせた戸数。

4 基本方針・施策・成果指標

基本方針1 住まいの復興の早期達成

【現況値 → 設定値】

東日本大震災により住宅を失った被災者が、安全で安心な住まいと暮らしを取り戻せるよう、住まいの復興の早期達成に努めます。

<施策>

- 1 災害公営住宅等の供給
- 2 自力再建の支援
- 3 被災地域における居住の再生

<成果指標>

- 1 応急仮設住宅の入居者数
【平成28年度：23,991人 → 早期解消】
- 2 災害公営住宅の整備戸数
【平成28年度：12,804戸 → 平成30年度：15,993戸】
- 3 復興事業による民間住宅等用地の供給数
【平成28年度：6,072戸 → 平成30年度：9,705戸】

基本方針2 住宅セーフティネットの構築

低額所得者等の住宅確保要配慮者が、安心して暮らせるよう、適切な公的賃貸住宅の供給と民間賃貸住宅の活用による重層的な住宅セーフティネットの構築に努めます。

<施策>

- 1 公的賃貸住宅等による住宅確保要配慮者の住宅の確保
- 2 民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の住宅の確保

<成果指標>

- 2 災害公営住宅の整備戸数（再掲）
【平成28年度：12,804戸 → 平成30年度：15,993戸】
- 4 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合
【平成27年度：1.7% → 平成37年：4%】
- 5 高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合
【平成28年度：76% → 平成37年度：90%】
- 6 最低居住面積水準未達率
【平成25年度：5.1% → 平成37年度：3.9%】

基本方針3 良質な住宅ストックの形成と住宅産業の活性化

県民の多様な居住ニーズに応えるため、その基礎となる良質な住まいづくりや住まいの適切な維持管理を進めるとともに、地域資源である県産材や地域の住宅産業に係る人材や技術の活用により、宮城らしい住まいと暮らし方が提供される仕組みづくりに努めます。

<施策>

- 1 良質で寿命の長い住まいづくり
- 2 既存住宅の質の維持向上と活用促進
- 3 地域住宅産業の活性化

<成果指標>

- 7 新築住宅における認定長期優良住宅の割合
【平成27年度：10.4% → 平成37年度：20%】
- 8 一定の省エネ対策を講じた住宅ストック比率
【平成25年度：35.2% → 平成37年度：50%】
- 9 新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率
【平成25年度：84% → 平成32年度：95%】
- 10 既存住宅の流通シェア
【平成25年度：11.4% → 平成37年度：15.5%】
- 11 リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合
【平成25年度：5.1% → 平成37年度：10%】

基本方針4 持続可能な住まい・まちづくり

県民が愛着を持ち、ずっと住みたいと感じられる宮城を実現するため、定住したくなるような魅力ある地域づくりを進めるとともに、安全・安心で快適な居住環境の形成に努めます。

<施策>

- 1 地域定住に資する住まい・まちづくり
- 2 安心して住み続けられる住まい・まちづくり

<成果指標>

- 12 道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な共同住宅ストックの比率
【平成25年度：13.5% → 平成37年度：28%】
- 13 高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率
【平成25年度：44.8% → 平成37年度：75%】
- 4 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合（再掲）
【平成27年度：1.7% → 平成37年度：4%】
- 5 高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合（再掲）
【平成28年度：76% → 平成37年度：90%】
- 14 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率
【平成25年度：43.4% → 平成37年度：50%】

5 計画の実現に向けて

住宅施策の推進に当たっては、県、市町村、公的団体、民間事業者等、関係団体などが情報共有を図り、それぞれの役割を果たすとともに、連携・協働して総合的かつ効果的に住宅施策及びその取組の推進を図ります。

(4) 宮城県住生活基本計画（現計画）の進捗状況

「基本方針1 住まいの復興の早期達成」関連

1 課題(計画策定時)
東日本大震災から約5年9か月が経過しましたが、応急仮設住宅には未だに約2万4千人（平成28年12月末現在）の被災者が入居しています。一日も早い住まいの復旧・復興に向け、災害公営住宅の整備や自力再建に向けた宅地供給による恒久的な住宅の確保とともに、地域コミュニティの再生が求められています。
2 基本方針
東日本大震災により住宅を失った被災者が、安全で安心な住まいと暮らしを取り戻せるよう、宮城県復興住宅計画に基づき、住まいの復興の早期達成に努めます。
3 現状
県内での応急仮設住宅の入居者は12世帯22人で、うち県内で被災した方は3世帯9人で令和3年3月までに退去する見込みです。(R2.9時点) 災害公営住宅及び自力再建のための宅地供給は計画数のすべてが供給されました。 16市町が災害公営住宅の特別家賃低減事業、11市町が収入超過者に対する独自の家賃減免等を行っており、引き続き、情報の共有化を図りながら対応していくことや、こころのケアや地域コミュニティの再構築などきめ細かなサポートが求められています。 また、震災の経験や課題を検証し、伝承していくことが求められています。
4 計画期間の主な取組み
「施策1 災害公営住宅等の供給」関連
<ul style="list-style-type: none">・市町は、県が策定した「宮城県復興住宅計画」及び「宮城県災害公営住宅整備指針（ガイドライン）」を基本に、災害公営住宅の整備を進め、平成30年度までに計画戸数15,823戸全戸が完成しました。・県は、マンパワー不足等の市町から2,229戸の整備を受託し、平成28年度までに全戸（県受託分）が完成しました。・県は、災害公営住宅の円滑な整備及び完了実績、払い下げ、家賃対策などの整備後の課題について、復興住宅市町村連絡調整会議において市町と情報共有・意見交換等を行ったほか、土木部市町支援チームとして延べ175回市町を訪問して助言等を行いました。(H28～R1)
「施策2 自力再建の支援」関連
<ul style="list-style-type: none">・住宅金融支援機構及びみやぎ復興住宅整備推進会議の共催により、住宅再建に関する相談・情報提供等をワンストップで行う住宅再建相談会を延べ201回開催しました。(H28～R1)・県は、被災者の二重ローンの負担軽減を図るため、住宅再建支援事業（二重ローン対策）を実施し既存住宅ローンにかかる利子相当額補助を940件、約4.5億円を交付しました。(H23～R1)・県は、宮城復興住宅マッチングサポート事業（住宅再建者に工務店案内、工務店等に職人融通支援・資材確保支援）により、被災者の円滑な住宅再建を支援し、84件の工務店紹介の申込みがあり、39件が成立しました。(H27～H30)・県は、応急仮設住宅の供与が終了する転居困難者等の再建を支援するため、県内3箇所に設置した「被災者転居支援センター」事業として延べ1,125回の戸別訪問や民間賃貸住宅提供促進奨励金の支給延べ100件を実施しました。(H28～R1)・県は、民間賃貸住宅での再建を予定している応急仮設住宅入居者へ物件情報の提供や相談

<p>に対応する事業として、「宮城県応急仮設住宅入居者情報提供コールセンター」を設置し、延べ 682 件の相談に対応しました。(H28～H30)</p>		
<p>「施策 3 被災地域における居住の再生」関連</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・市町は、防災集団移転促進事業（195 地区）、土地区画整理事業（35 地区）等による復興まちづくり事業を推進し、令和元年度までに全ての民間住宅等用宅地の供給が完了しました。 ・国、県、市町は、防潮堤や多重防御施設の整備を行い、防潮堤は計画延長の約 56%が完成しました。(R2.8 時点) ・県は、地域コミュニティ再生支援事業により、仮設住宅から災害公営住宅等への移行後において、自治組織等が自発的に取り組む地域コミュニティ再生活動を支援しました。 		
<p>5 成果指標の現状</p>		
<p>成果指標 1 応急仮設住宅の入居者数</p>		
策定時：23,991 人(H28)	現況値：22 人(R2)	目標値：早期解消
<ul style="list-style-type: none"> ・「応急仮設住宅の入居者数」は、目標値「早期解消」に対して、12 世帯 22 人が入居しています。 ・12 世帯 22 人のうち、3 世帯 9 人は県内で被災した方で、公営住宅に入居しており、令和 3 年 3 月までに退去する見込みとなっています。残る 9 世帯 13 人は県外で被災した方で、被災県からの要請に基づき宮城県がみなし仮設住宅（民間賃貸住宅）として供与しています。 <p style="text-align: right;">(R2.9 時点)</p>		
<p>成果指標 2 災害公営住宅の整備戸数</p>		
策定時：12,804 戸(H28)	現況値：15,823 戸(H30)	目標値：15,993 戸(H30)
<p>・「災害公営住宅の整備戸数」は、目標値「15,993 戸」に対して平成 30 年度までに計画戸数 15,823 戸すべてが完成しました。</p>		
<p>成果指標 3 復興事業による民間住宅等用宅地の供給戸数</p>		
策定時：6,622 戸(H28)	現況値：8,901 戸(R1)	目標値：9,705 戸(H30)
<p>・「復興事業による民間住宅等用宅地の供給戸数」は、目標値「9,705 戸」に対して令和元年度までに計画戸数 8,901 戸すべてが供給されました。</p>		

「基本方針 2：住宅セーフティネットの構築」関連

1 課題(計画策定時)
住宅の確保が困難な低額所得者をはじめとする住宅確保要配慮者に対し、良質な賃貸住宅の供給により居住の安定を図ることを目的に、住宅セーフティネット法が制定されています。本県では、高齢者世帯等の増加により、住宅確保要配慮者の数が増加していくことが予測されるため、こうした方々が安心して暮らすことができるよう、公的賃貸住宅や良質な民間賃貸住宅の供給を進めていくことが求められています。
2 基本方針
低額所得者等の住宅確保要配慮者が、安心して暮らせるよう、適切な公的賃貸住宅の供給と民間賃貸住宅の活用による重層的な住宅セーフティネットの構築に努めます。
3 現状
平成 30 年度までに災害公営住宅が全戸完成し、県内の公営住宅の管理戸数は、震災前の約 1.4 倍となりました。 重層的な住宅セーフティネット機能の強化を図るため、住宅セーフティネット法の改正等による新たな住宅セーフティネット制度が平成 29 年 10 月から開始され、高齢者、低額所得者、外国人、(精神) 障害者等は増加傾向にあるなかで、住宅確保要配慮者の入居を制限している民間賃貸住宅が多くなっています。 成果指標 4「高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合」の推移は、目標を下回るペースとなっています。 今後は、より一層、福祉施策や関係団体等と連携し、住宅セーフティネットを充実していくことが求められています。
4 計画期間の主な取組み
「施策 1 公的賃貸住宅等による住宅確保要配慮者の住宅の確保」関連
<ul style="list-style-type: none">・ 県、市町村は、真に住宅に困窮する世帯に公営住宅を適切に供給し、供給目標量 16,000 戸 (H28~R2) に対し、令和元年度までに約 15,000 戸を供給しました。・ 県営住宅では、母子世帯や高齢者世帯等について、入居の確率を高くする配慮(優先入居)を行い、全入居世帯のうち、住宅確保要配慮者世帯は全体の 80%を超えています。(R2.3 時点)・ 県は、県営住宅等で、安心連絡員などによる単身高齢者等の見守りを行いました。・ 県は生活保護受給者で連帯保証人を確保できない方 132 世帯に対し、連帯保証人の猶予を行っています。・ 県は、宮城県住宅供給公社及び同公社に管理委託している事業主体(13 市町)とともに、実施主体により事務の取扱いが異なることによる、地域間での格差が生じないように、管理手法の平準化に向けて、情報交換や課題の検討を行っています。・ 県は、市町村が行う公営住宅等長寿命化計画の策定(改定)において、策定(改定)案が国交省の策定指針(ガイドライン)に沿っているかを確認するとともに、公営住宅のストック推計について適切かなどの確認を行い、25 市町の計画策定(改定)について指導を実施しました。(H28-R1)・ 県は、「宮城県県営住宅ストック総合活用計画」に基づき、県営住宅の外壁・屋上断熱化改修や給排水管改修等の改善工事や住宅用火災報知器の更新や外部物置の交換等の修繕工事を実施したほか、同計画の見直しを行い、令和 2 年 8 月に改定しました。

「施策2 民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の住宅の確保」関連

- ・県は、宮城県居住支援協議会等と連携しながら、新たな住宅セーフティネット制度の周知・普及に取り組んだほか、個別に協力依頼などを行いセーフティネット住宅として10,197戸が登録されたほか、居住支援法人を6者指定しました。(R2.10.19時点)
- ・宮城県居住支援協議会は、3地域(石巻市、登米市、柴田郡)において地域居住支援会議を開催し、居住支援法人や関係団体、市町の地域における連携体制の構築を支援しました。
- ・宮城県居住支援協議会は、仙台市をモデルとした居住支援に関するワーキングを設置(H29.4)し、高齢者の円滑な入居のための仕組みについて検討、仕組みの試行を開始しました。(R2.7)
- ・県は、良質なサービス付き高齢者向け住宅の普及促進に向け、適切な事務手続き及び先進事例などからなる資料を作成し、事業者向け勉強会等を実施しました。

5 成果指標の現状

成果指標2 災害公営住宅の整備戸数(再掲)

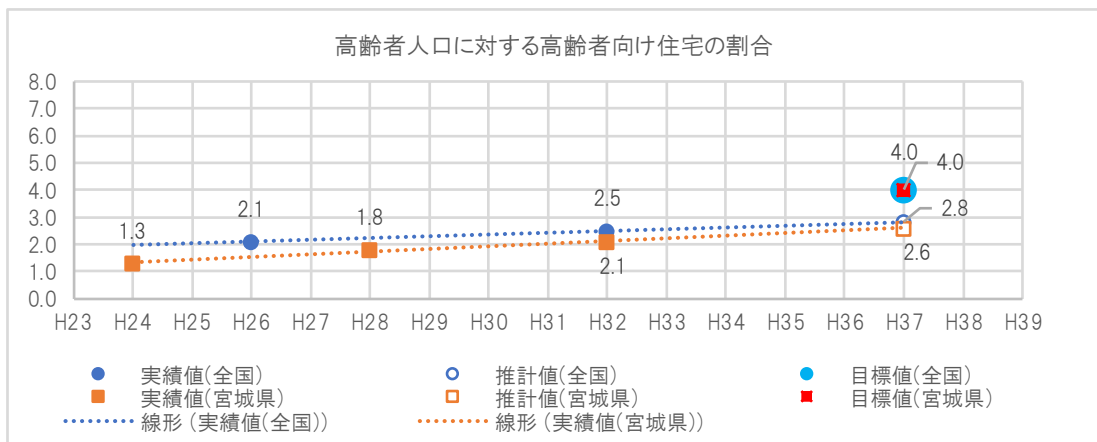
策定時：12,804戸(H28) 現況値：15,823戸(H30) 目標値：15,993戸(H30)

・「災害公営住宅の整備戸数」は、目標値「15,993戸」に対して平成30年度までに計画戸数15,823戸すべてが完成しました。

成果指標4 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合

策定時：1.8%(H28) 現況値：2.1%(R2) 目標値：4%(R7)

・目標を下回るペースであるものの増加傾向で推移しており、高齢者向け住宅は策定時に比べて約1,700戸・17%の増の12,196戸となっています。



※高齢者向け住宅：有料老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング(SHP)、サービス付き高齢者向け住宅、地域優良住宅(高齢者型)等

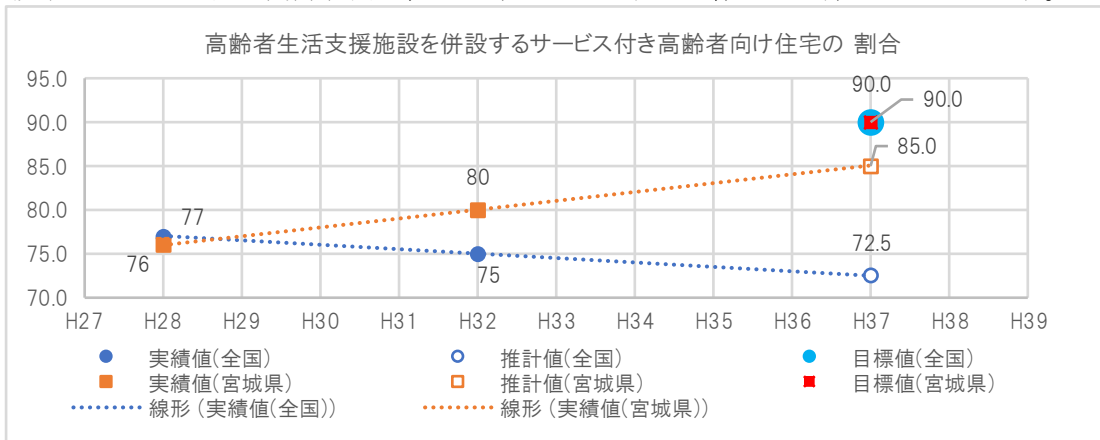
成果指標 5 高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合

策定時：76%(H28)

現況値：80%(R2)

目標値：90%(R7)

・目標をやや下回るペースであるものの概ね順調に推移しており、高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅は策定時より約9%増の107棟となっています。



※高齢者生活支援施設:「サービス付き高齢者向け住宅の情報提供システム」において以下の施設のいずれかが併設されているサービス付き高齢者向け住宅の登録情報数

- 1)総合生活サービス窓口, 2)情報提供施設, 3)生活相談サービス施設, 4)食事サービス施設, 5)交流施設, 6)健康維持施設, 7)医療法に規定する病院又は診療所(補助対象部分は診療機能部分に限る), 8)訪問介護事業所, 9)訪問入浴介護事業所, 10)訪問看護ステーション, 11)訪問リハビリテーション事業所, 12)居宅療養管理指導事業所, 13)通所介護事業所, 14)通所リハビリテーション事業所, 15)短期入所生活介護事業所, 16)短期入所療養介護事業所, 17)福祉用具貸与事業所, 18)特定福祉用具販売事業所, 19)夜間対応型訪問介護事業所, 20)認知症対応型通所介護事業所, 21)小規模多機能型居宅介護事業所, 22)居宅介護支援事業所, 23)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所, 24)看護小規模多機能型居宅介護事業所, 25)健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業の用に供する施設

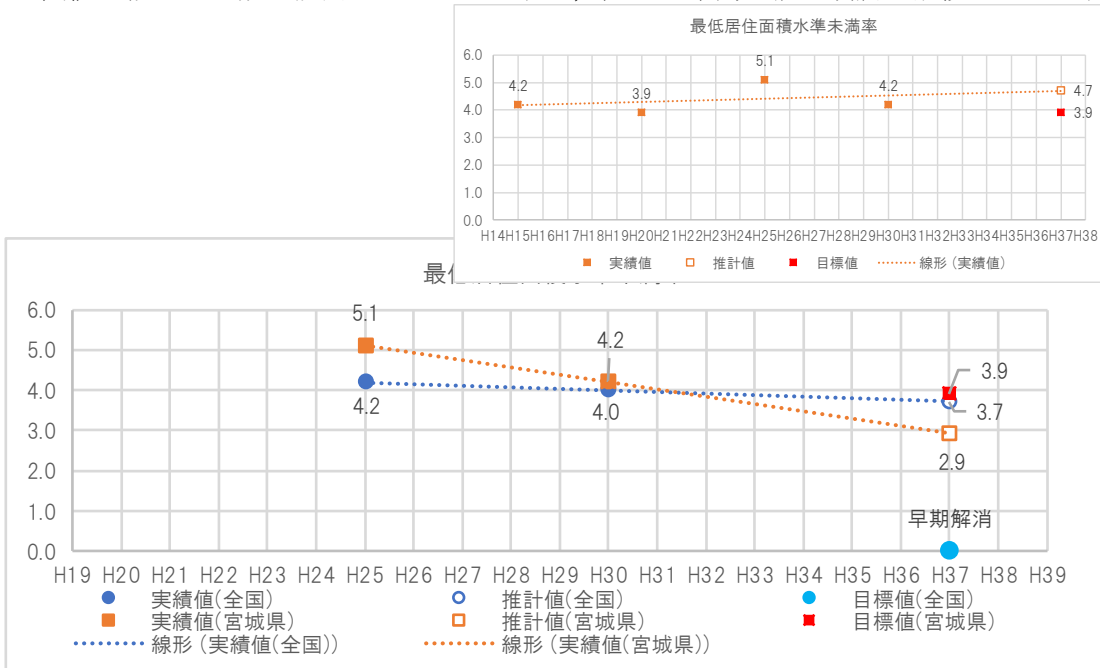
成果指標 6 最低居住面積水準未達率

策定時：5.1%(H25)

現況値：4.2%(H30)

目標値：3.9%(R7)

・全国値は緩やかな減少傾向となっていますが、直近5年間は概ね順調に推移しています。



※「最低居住面積水準」の算定式：最低居住面積水準未達世帯数/主世帯総数

「基本方針3：良質な住宅ストックの形成と住宅産業の活性化」関連

1 課題(計画策定時)
本県の住宅ストック数は増加傾向にあります。一方、今後の世帯数の減少が予想される中、空き家の増加が懸念されます。このため、利用可能な空き家を含めた住宅ストックが有効活用されるよう、良質な住宅の循環利用が可能となる環境整備が必要です。
2 基本方針
県民の多様な居住ニーズに応えるため、その基礎となる良質な住まいづくりや住まいの適切な維持管理を進めるとともに、地域資源である県産材や地域の住宅産業に係る人材や技術の活用により、宮城らしい住まいと暮らし方が提供される仕組みづくりに努めます。
3 現状
本県の空き家率は、全国で6番目に低い状況ですが、9.4% (H25) から12.0% (H30) に上昇しており、世帯数が令和2年をピークに減少に転じると予想されていることなどから、更なる空き家の増加が懸念されます。 本県の戸建て住宅における長期優良住宅の認定率は、全国平均よりも低い水準で推移しており、更なる制度の普及が求められています。 既存住宅流通シェアは、全国平均よりも低い水準で推移しており、既存住宅市場や生活関連産業の成長が求められています。 成果指標10「既存住宅の流通シェア」及び成果指標11「リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合」の推移は、目標を下回るペースとなっています。
4 計画期間の主な取組み
「施策1 良質で寿命の長い住まいづくり」関連
<ul style="list-style-type: none">・県は、みやぎ復興住宅整備推進会議において、住宅事業者等と意見交換をしながら、長期優良住宅制度の普及資料を作成しました。・国では、制度の普及に向け、長期優良住宅制度のあり方について検討、見直しが行われています。・県は、スマートエネルギー住宅普及促進事業による補助を15,854件実施し、住宅用太陽光発電システム、蓄電池、家庭用燃料電池の設置、ネット・ゼロ・エネルギーハウスの新築等を支援しました。(H28-R1)・県は、宮城県低炭素型水ライフスタイル導入支援事業による補助を728件実施し、低炭素型浄化槽等の設置を支援しました。(H28-R1)・県は、県産材利用エコ住宅普及促進事業による補助を2,227件実施し、省エネルギー住宅や県産木材を使用する住宅など、環境に配慮した住まいづくりを促進しました。(H28-R1)
「施策2 既存住宅の質の維持向上と活用促進」関連
<ul style="list-style-type: none">・県は、みやぎ木造住宅耐震診断助成事業により、旧耐震基準(昭和56年5月以前の建築基準)で建築された木造戸建て住宅の耐震診断・改修計画作成のため耐震診断士を派遣する市町村に対して、その費用の一部を補助し、1,451戸で耐震診断が実施されました。(H28-R1)・県は、みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業により、旧耐震基準(昭和56年5月以前の建築基準)で建築された木造戸建て住宅の耐震改修設計及び耐震改修工事を行う所有者に対して市町村が補助する場合、その費用の一部を補助し、439戸で耐震改修工事が実施されました。(H28-R1)・県は、空き家バンク、補助金制度及び県内の空き家活用事例などをテーマに他部局と連携しながら、空き家等対策勉強会を5回開催し、市町村や民間団体等と意見交換・情報共有

をしました。(H29-R1)

- ・国では、既存住宅の流通促進に向け、安心R住宅が創設されました。

「施策3 地域住宅産業の活性化」関連

- ・市町は、災害公営住宅の整備において、地元事業者が協同して協議会を設立し、木造の災害公営住宅の設計及び工事を行い、完成した住宅を市町が買い取る協議会方式を2,318戸(全体の約15%)で採用しました。
- ・県は、みやぎの木づくり運動や普及啓発パンフレット「県産材利用のススメ」の作成・配布、県産材利用功労者表彰を行い、県産材の利用を推進しました。
- ・県は、県産材利用エコ住宅普及促進事業による補助を2,227件実施し、県産木材の使用及び地域の住宅産業活性化を促進しました。(H28-R1)
- ・住宅関連事業者は、地域型住宅グリーン化事業(国土交通省)により、県内延べ71グループが採択され、地域の中小工務店等が連携して良質な木造住宅等の整備に取り組みました。(H28-R1)
- ・県は、みやぎ復興住宅整備推進会議において、住宅事業者等と意見交換をしながら、地域住宅産業の活性化や住宅のバリアフリー化を推進するためのツールの一つとなるよう、みやぎ版住宅の制度を見直しました。(H30-R1)
- ・県は、宮城県木造応急仮設住宅建設協議会と応急仮設住宅建設に関する協定を締結し、災害時に地域資源を活かした応急仮設住宅を供給する体制を構築しました。(R2.9)

5 成果指標の現状

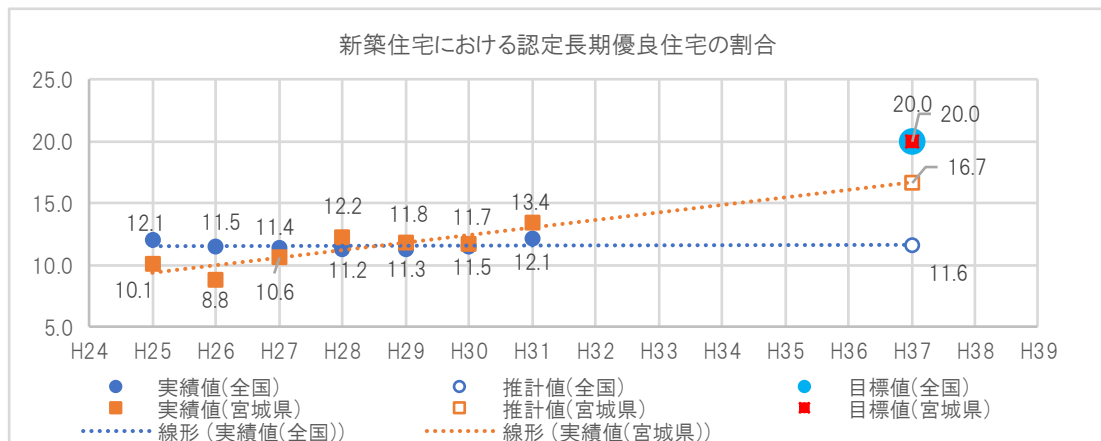
成果指標7 新築住宅における認定長期優良住宅の割合

策定時：10.6%(H27)

現況値：13.4%(R1)

目標値：20%(R7)

- ・平成25年度以降は目標をやや下回るペースであるものの概ね順調に推移しています。



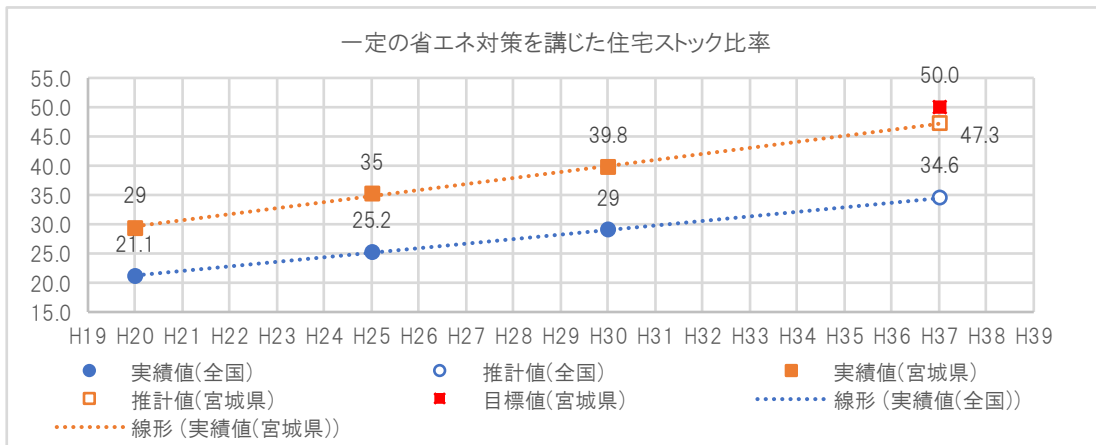
成果指標 8 一定の省エネ対策を講じた住宅ストック比率

策定時：35.2%(H25)

現況値：39.8%(H30)

目標値：50%(R7)

・目標をやや下回るペースであるものの概ね順調に推移しており、一定の諸エネ対策を講じた住宅は策定時から約16%増の379,100戸となっています。



※一定の省エネ対策：全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用すること

成果指標 9 新耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率

策定時：84%(H25)

現況値：(算定中)

目標値：95%(R2)

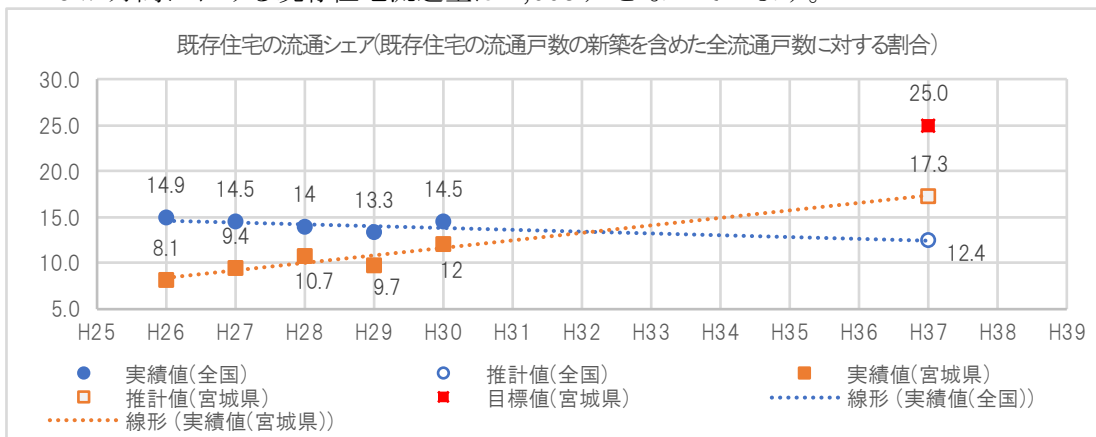
成果指標 10 既存住宅の流通シェア(既存住宅の流通戸数の新築を含めた全流通戸数に対する割合)

策定時：11.4%(H25)

現況値：12.0%(H30)

目標値：25%(R7)

・目標を下回るペースであるものの増加傾向となっており、平成30年の1月から9月までの9か月間における既存住宅流通量は2,005戸となっています。



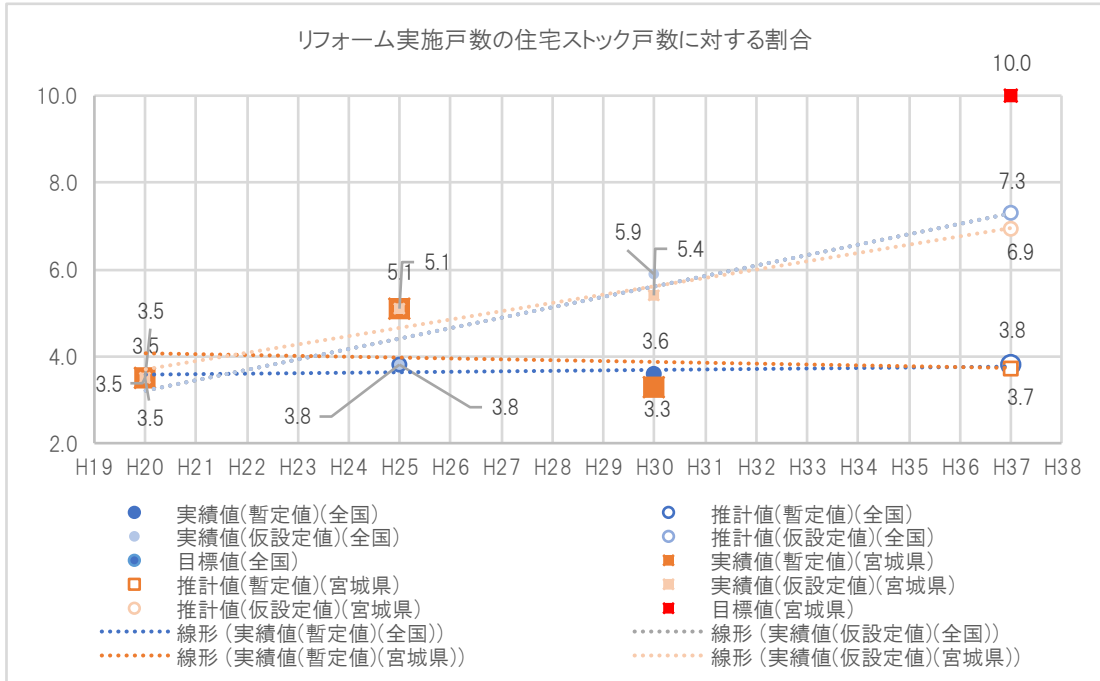
成果指標 11 リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合

策定時：5.1%(H25)

現況値：3.3%(暫定値)(H30)

目標値：10%(R7)

・現況値の集計値がないため、平成25年時の方法(リフォーム実施戸数の持借格差率=0.04)を参考に算出すると3.3%となり、減少傾向となっています。仮に持家及び借家のリフォーム実施戸数が同数(リフォーム実施戸数の持借格差率=1.0)であった場合の試算をしても、目標を下回るペースとなります。



「基本方針4：持続可能な住まい・まちづくり」関連

1 課題(計画策定時)
<p>人口減少、少子高齢化の進行に伴い、地域コミュニティの維持が大きな課題となっています。地域に定住を促し、持続可能なものとするため、地域の特性や魅力を生かし、県民が自分たちの希望する地域で暮らし続けられるよう、快適で住みやすい住環境の整備が求められています。</p>
2 基本方針
<p>県民が愛着を持ち、ずっと住みたいと感じられる宮城を実現するため、定住したくなるような魅力ある地域づくりを進めるとともに、安全・安心で快適な居住環境の形成に努めます。</p>
3 現状
<p>県の人口は、10年後には、ピーク時の91%(214.4万人)になり、唯一増加中であった仙台都市圏でもR2をピークに減少、県内の高齢化率は30%を超えると推計され、特に栗原圏や気仙沼・本吉圏の高齢化が顕著になっています。</p> <p>住宅地の機能やコミュニティの維持が懸念され、空き家の活用等による定住人口や交流人口の拡大が求められていますが、県内市町村による空き家等対策計画の策定状況は40%と全国平均よりも低調になっています。</p> <p>県内人口の約7割が、なんらかの災害リスクエリアに居住し、令和元年東日本台風など、災害が激甚化・多頻度化しており、持続可能な住まいづくりへの対応が求められています。成果指標の推移は、成果指標5を除き、いずれも目標を下回るペースとなっています。</p>
4 計画期間の主な取組み
「施策1 地域定住に資する住まい・まちづくり」関連
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、定住促進住宅を供給し、208戸入居しました。(H28-R1) ・県は、専用ホームページの設置・運営や首都圏での移住・定住イベントの開催等により、宮城の魅力の発信に努めたほか、県内市町村や関係団体等と連携し、圏域単位でのイベント開催など圏域連携の促進や、支援ネットワークの形成など移住者の受入体制の整備に向けて取り組みました。また、「みやぎ移住サポートセンター」では、県内企業の求人開拓や学生のUIJターン就職支援を担当する「みやぎUIJターン就職支援オフィス」と連携しながら、移住希望者のニーズに応じたきめ細やかな移住支援を行い、両機関を通じたUIJターンの就職者数は目標値(H27～R1までで延べ250人)を超え、251人(H27～H30)となりました。 ・県は、コミュニティ助成事業による補助を延べ230団体に実施し、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等を支援しました。 ・県は、空き家バンク、補助金制度及び県内の空き家活用事例などをテーマに他部局と連携しながら、空き家等対策勉強会を5回開催し、市町村や民間団体等と意見交換・情報共有をしました。(H29-R1)
「施策2 安心して住み続けられる住まい・まちづくり」関連
<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、市町は、防潮堤や多重防御施設の整備を行い、防潮堤は計画延長の約56%が完成しました。(R2.8時点) ・津波避難ビル・タワーが133棟整備されました。(H30.8時点) ・県は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定を累計6,274か所で行いました。(R2.3時点)(将来ビジョンの指標達成率=112.8%)

- ・災害公営住宅の整備において、南三陸町では福祉との連携による福祉モールの併設、東松島市では防災スマートエコタウンが形成されました。
- ・14市町村が空家等対策計画を策定、7市町村が空き家管理条例を策定しています（R2.3時点）。
- ・県は、安全・安心まちづくり推進事業により、犯罪のない安心して暮らすことができる安全・安心まちづくりを県民運動として進めていくため、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり活動リーダー養成講座の開催や防犯対策のためのリーフレット作成及び配布など周知・啓発その他の事業を展開し、県民運動としての気運を高めるとともに、地域で行われる安全・安心まちづくり活動を支援しました。
- ・県は、社会情勢等の変化を踏まえ、平成30年4月に高齢者居住安定確保計画を見直しました。
- ・県は、地域包括ケア推進体制整備事業により、「宮城県地域包括ケア推進協議会」を運営し、関係事業や協議会構成団体の取組について情報共有を実施し、地域包括ケアに関わる団体間での連携を図りました。
- ・県は、地域包括ケア推進支援事業により、市町村、関係機関等を対象とした地域包括ケア体制構築支援、普及啓発のためのフォーラム等を開催しました。
- ・1市が、子育て支援施設の整備や立地誘導を図ることなどを目的とした立地適正化計画を策定し、3市1町が取組中となっています。
- ・不動産取引時にハザードマップにおける対象物件の所在地を説明することが義務づけられました。（R2.8.28 施行）

5 成果指標の現状

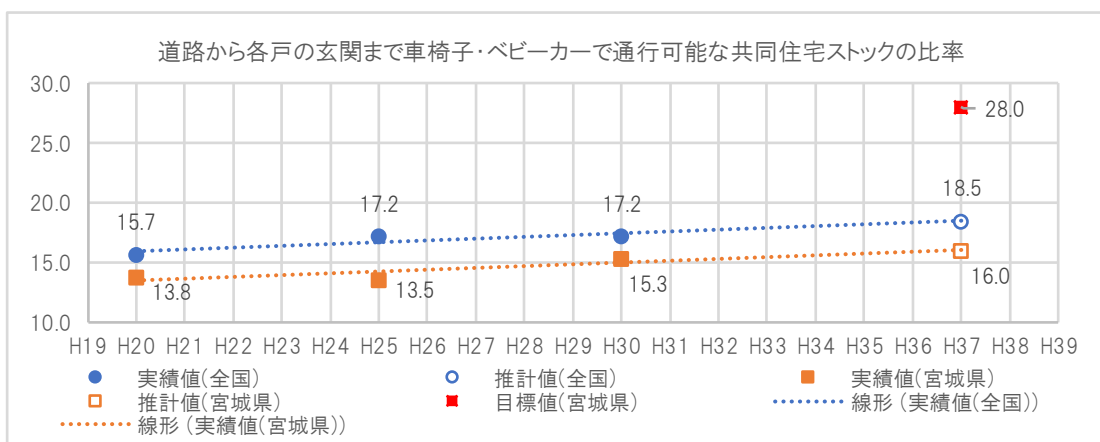
成果指標 12 道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な共同住宅ストックの比率

策定時：13.5%(H25)

現況値：15.3%(H30)

目標値：28%(R7)

- ・目標を下回るペースであるものの増加傾向にあり、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な共同住宅は策定時より約19%増の61,700戸となっています。



※道路から玄関まで車いすで通行可能：敷地に接している道路から玄関口までに、高低差や障害物などがなく、車いすで介助を必要とせず通れる場合。なお、高低差等がある場合でも、緩やかな傾斜路（スロープ）などが設置され、車いすで通れる場合はここに含める。

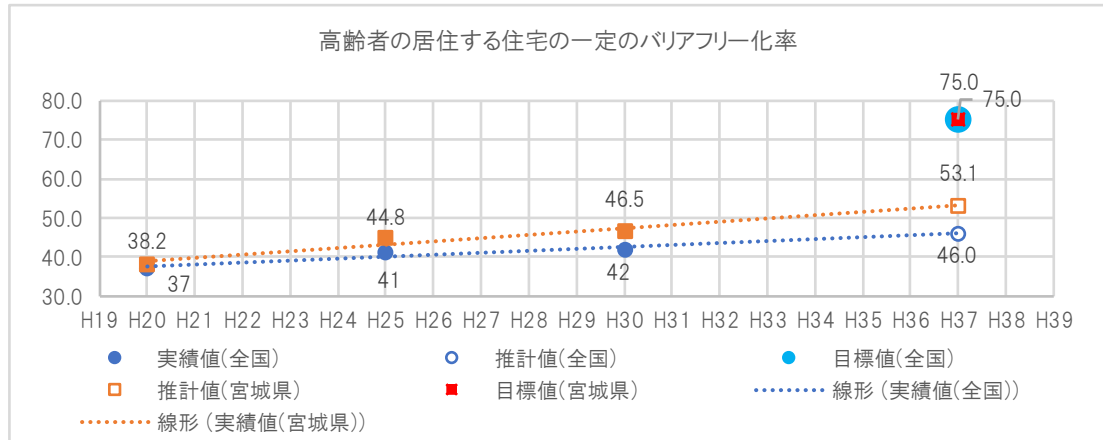
成果指標 13 高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率

策定時：44.8%(H25)

現況値：46.5%(H30)

目標値：75%(R7)

・目標を下回るペースであるものの増加傾向にあり、一定のバリアフリー化がされている高齢者の居住する住宅は策定時より約16%増の184,700戸となっています。



※一定のバリアフリー化：高齢者等のための設備等のうち、以下のいずれかに該当すること。

- ・2箇所以上の手すりの設置
- ・段差のない屋内

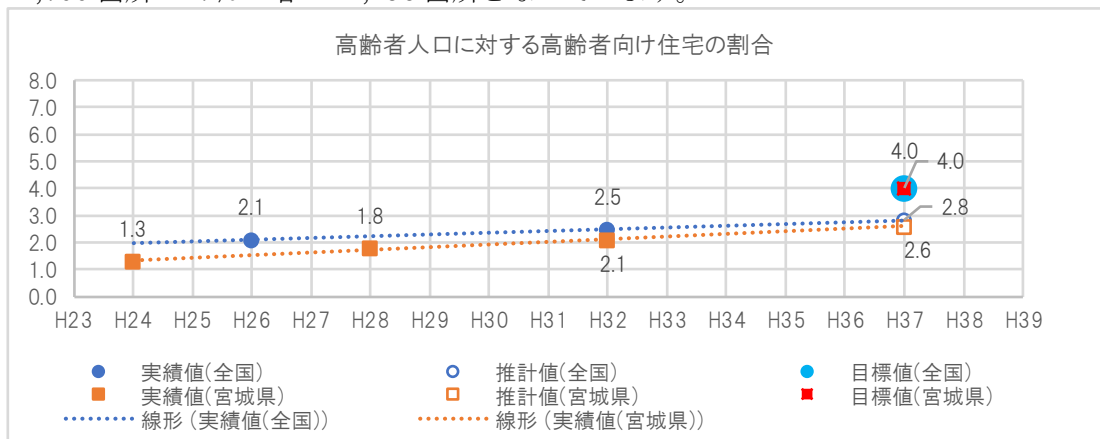
成果指標 4 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合(再掲)

策定時：1.8%(H28)

現況値：2.1%(R2)

目標値：4%(R7)

・目標を下回るペースであるものの増加傾向にあり、高齢者向け住宅は策定時に比べて約1,700箇所・17%の増の12,196箇所となっています。



※高齢者向け住宅：有料老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング(SHP)、サービス付き高齢者向け住宅、地域優良住宅(高齢者型)等

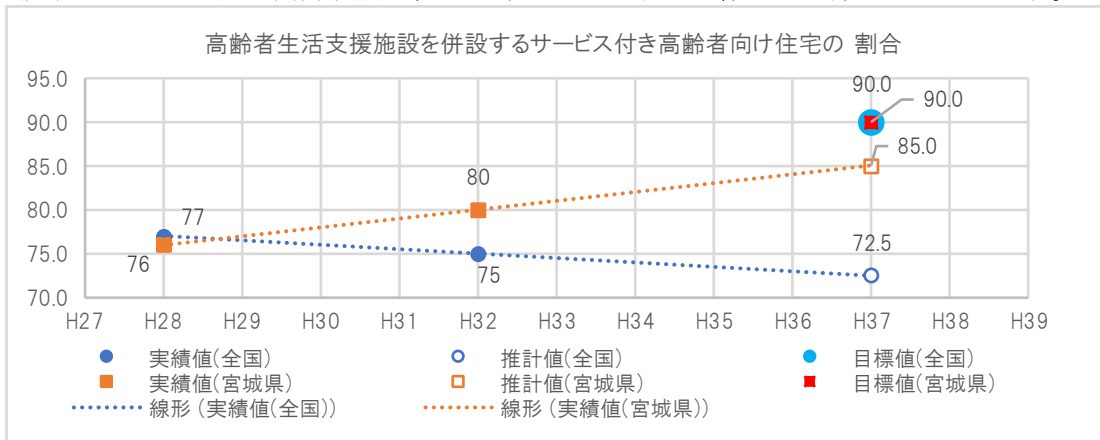
成果指標 5 高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合(再掲)

策定時：76%(H28)

現況値：80%(R2)

目標値：90%(R7)

・目標をやや下回るペースであるものの概ね順調に推移しており、高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅は策定時より約9%増の107棟となっています。



※高齢者生活支援施設:「サービス付き高齢者向け住宅の情報提供システム」において以下の施設のいずれかが併設されているサービス付き高齢者向け住宅の登録情報数

- 1)総合生活サービス窓口, 2)情報提供施設, 3)生活相談サービス施設, 4)食事サービス施設, 5)交流施設, 6)健康維持施設, 7)医療法に規定する病院又は診療所(補助対象部分は診療機能部分に限る), 8)訪問介護事業所, 9)訪問入浴介護事業所, 10)訪問看護ステーション, 11)訪問リハビリテーション事業所, 12)居宅療養管理指導事業所, 13)通所介護事業所, 14)通所リハビリテーション事業所, 15)短期入所生活介護事業所, 16)短期入所療養介護事業所, 17)福祉用具貸与事業所, 18)特定福祉用具販売事業所, 19)夜間対応型訪問介護事業所, 20)認知症対応型通所介護事業所, 21)小規模多機能型居宅介護事業所, 22)居宅介護支援事業所, 23)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所, 24)看護小規模多機能型居宅介護事業所, 25)健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業の用に供する施設

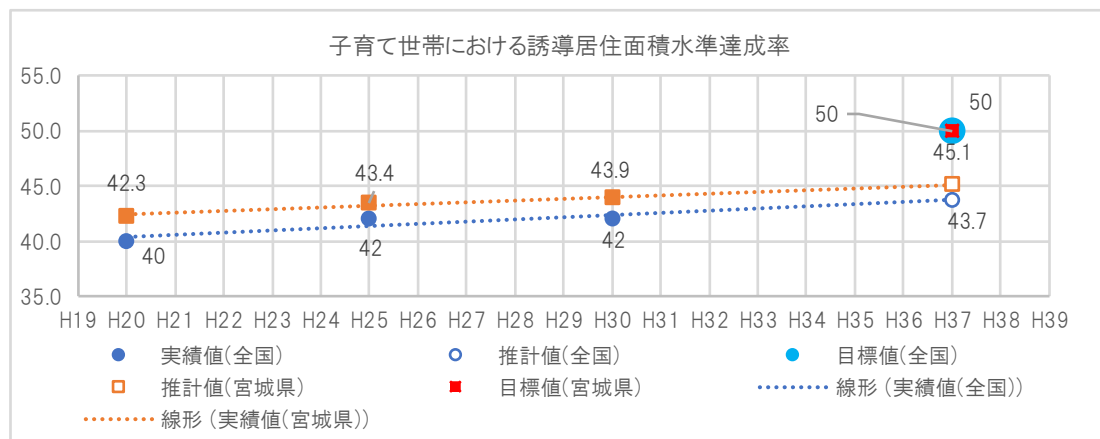
成果指標 14 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率

策定時：43.4%(H25)

現況値：43.9%(H30)

目標値：50%(R7)

・子育て世帯における誘導居住面積水準達成世帯は策定時より約7%減の82,092世帯ですが、子育て世帯全体がこれよりも高い割合で減少しているため、子育て世帯における誘導居住面積水準達成率で見ると目標を下回るペースであるものの増加傾向にあります。



※誘導居住面積水準：

- ・都市居住型(対象：共同住宅)：二人以上の世帯は $20 \text{ m}^2 \times \text{世帯人員} + 15 \text{ m}^2$
単身世帯は 40 m^2 、ただし、29歳以下の場合、 37 m^2
- ・一般形(対象：共同住宅以外)：二人以上の世帯は $25 \text{ m}^2 \times \text{世帯人員} + 25 \text{ m}^2$
単身世帯は 55 m^2 、ただし、29歳以下の場合、 50 m^2

(注1) 世帯人員は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算出する。ただし、これらにより算出された世帯人員が2人に満たない場合は2人とする。また、年齢が「不詳」の者は1人とする。

(注2) 世帯人員（注1の適用がある場合には適用後の世帯人員）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。